

平成 30 年度

第 2 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 30 年 5 月 9 日 (水) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 30 年 6 月 1 日公告) の決定及び
農用地配分計画原案の承認について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可について

議案 5 非農地証明について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄		○
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三		○
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況
長岡推進委員

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	岸 泰弘	○		係長	石田 泰清		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	坂口 登	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	森末 博雄		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太		

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、平成30年度第2回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は13番 明賀委員からの欠席の届出をうけております。15番 柳生委員は遅れておられるようです。それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は22名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。3番迫廣委員と4番原田委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いいたします。

議長：それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。なお、受付番号1が現地調査の結果、取下げとなりましたので、受付番号2について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しよ

うとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明（以下 略）

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

（なしの声あり）

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第3条の規定による許可について」

受付番号2番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

（事務局員（本庁）：説明 以下 概略）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成30年4月期の申出分については、別紙「平成30年6月1日公告 利用権設定内訳」とおりです。

（内訳を読みあげる。以下略）

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

※資料の整理番号6番住所に誤りがあり訂正する。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7番三吉委員 16ページに地目原野がある。農用地の審査のはずなのに原野があるが審査会でも聞いたが明確な答えがないまま、再度原野とあるので説明願いたい。

事務局農地係長 登記地目は原野であるが現況が畑であるので集積計画に入れている。

7番三吉委員 この地番は農用地区域に入っているのか。

事務局長 農業振興地域内の農用地区域ではないが、現況が農地のものがあるということで県にも確認し集積計画にいれております。

7番三吉委員 確認しますが農業振興地域の農用地対象の登記地目である田、畑、果樹園以外の地目があっても事業ができるということですね。

事務局長 事業とは、今回は農地中間管理機構の借上げと捉えますけれども、農地を集团的に守っていかうという趣旨に基づくものです。すめているのが国の施策だと考えておりますので、一団の中にある今回登記地目原野について取り込んで一体的に集積することは可能であると確認を取っております。

7番三吉委員 最終確認ですが、現況が農用地地目であれば登記地目が農地以外であっても事業の運用は出来ると解釈してよいのですね。

事務局長 人・農地プランに関わるものについてはという理解をいただいております。担い手が受けるということがあり中間管理機構も借り受けるということであればということでもあります。

議長 そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議長 無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手多数 決定されました。

議長 続きまして、議案送付後に農用地利用集積計画に関連する「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁):説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議長 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7番三吉委員 現況地目、登記地目という言葉がある。資料の整理を統一行的に行っていただきたい要望です。

事務局長 中間管理機構側である市長部局とも整理をして今後統一性を図ります。

議長 そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議長 無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手多数 決定されました。

議長 つづきまして議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号1と2について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁):説明 以下 概要)

受付番号1

位置等:説明資料の2,3ページに記載

転用事由:宅地、墓地

資金計画:全額自己資金

他法令:墓地埋葬法は申請中

周辺影響:影響ないと確認

除外手続:除外不要

受付番号2

位置等：説明資料の2、4ページに記載

転用事由：墓地

資金計画：全額自己資金

他法令：墓地埋葬法は申請中

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外申請中

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

6番木村委員 3ページの配置図画わかりにくいのもう一度位置関係を説明してほしい。

(事務局説明)

議長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

受付番号1、2について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議長：それでは受付番号1、2について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員決定されました。

議長：つづきまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号1番について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号1

位置等：説明資料の5ページ、6ページに記載

転用事由：一時転用(県営林からの材木積み替え)

資金計画：全額自己資金

他法令：なし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外不要

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第5条の規定による許可について」

受付番号1番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。
受付番号2は現地調査の結果、取下げとなりましたので、受付番号1、3、4の3件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号1

位置等：説明資料の7、8、9ページに記載

潰廃事由：昭和53年頃から耕作不便なため耕作をやめたもの河川氾濫により流木が堆積したものの。

現地確認：現地は木が生え農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号3

位置等：説明資料の10ページ、11ページに記載

潰廃事由：昭和42年頃から宅地として造成して現在に至る。

現地確認：宅地となっており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号4

位置等：説明資料の13ページと14ページに記載

潰廃事由：昭和60年頃から耕作不便なため耕作をやめ現在に至る。

現地確認：木が生え、農地として復旧することが困難と現地確認

議 長：本日は藤崎推進委員がきていただいておりますのでご意見をいただきます。

藤崎推進員：非農地の現地は、災害のあとをそのまま残したこととなっており、また、機械も入らない状況もあります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号1、3、4の3件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号1、3、4の3件について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長報告を行います。

4月16日 事務局会議に出席

・7月に県へ予算意見(農業委員会から)

・農地パトロール、推進委員と協力して会議をして、また、重点目標を立てて。75歳以上の意向調査の実施、リスト化、図面化をしていくこと。事例発表を行う予定。

午後新規就農審査会へ出席

4月18日 常設審議会へ出席

農業者年金推進員に竹森委員と金本委員になっていただきました。農業者の情報提供をお願いします。

農業新聞の普及について一人1件を目標にお願いいたします。

議長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時32分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成30年5月9日

議長
(道下和子) _____

3番委員
(迫廣芳秀) _____

4番委員
(原田實夫) _____